

大阪音楽大学音楽専攻科規則

認 可：1966年12月26日
最近改定：2018年 4月 1日

(趣旨)

- 第 1 条 大阪音楽大学学則第7条に基づき、大阪音楽大学音楽専攻科（以下「専攻科」という。）の規則を定める。
2. 専攻科に関する事項は、学則に定めるもののほか、この規則による。

(目的)

- 第 2 条 専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。

(組織)

- 第 3 条 専攻科に次の専攻を置く。
- 作曲専攻
 - 声楽専攻
 - 器楽専攻

(入学定員)

- 第 4 条 専攻科及び各専攻の入学定員は次のとおりとする。
- | | |
|-------|-----|
| 音楽専攻科 | 20人 |
| 作曲専攻 | 1人 |
| 声楽専攻 | 5人 |
| 器楽専攻 | 14人 |

(修業年限)

- 第 5 条 専攻科の修業年限は1年とする。

(入学)

- 第 6 条 専攻科に入学を許可される者は、大学音楽学部卒業者及び本学においてこれと同等の能力を有すると認められた者で本学所定の入学試験に合格した者とする。

(修了要件)

- 第 7 条 専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得することを修了要件とする。

(教育職員免許状の取得)

- 第 8 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得し、前条の修了要件を充足した者は、次の教育職員免許状を取得することができる。
- ・中学校教諭専修免許状(音楽)
 - ・高等学校教諭専修免許状(音楽)

(授業科目、単位数及び履修方法)

- 第 9 条 授業科目・単位数及び履修方法は別表第 I に定める。
2. 専攻科の単位算定基準は学則第34条による。
 3. その他履修方法の詳細については別に定める。

(修了の認定)

- 第 10 条 1年以上在学した者の所定の課程修了の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。
2. 修了を認定された者には修了証書を授与する。

(授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料)

- 第 11 条 授業料・施設費・入学金・在籍料及び入学検定料の額は別表第 II に定める。

(審議事項)

- 第 12 条 専攻科に関する次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、課程の修了
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 2. 前項に規定するもののほか、専攻科に関して学長がつかさどる教育研究に関する事項について、学長が決定を行うに当たり、学長の求めに応じ、教授会が意見を述べることができる。
 - イ 専攻科規則の制定及び改定に関する事項
 - ロ 学生生活及び勉学環境の整備に関する事項
 - ハ 学籍異動・賞罰等学生に関する事項
 - ニ 授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項

(専攻科運営委員会)

- 第 13 条 専攻科における教育運営のために運営委員会を置く。運営委員会の議長は教育部長とし、次の事項を審議する。
- (1) カリキュラムに関する事項
 - (2) 入学試験、学年末試験に関する事項
 - (3) その他教育に関する事項
 2. 委員会の運営については別に定める。

附 則(2001年4月1日)

1. この規則は、2001年4月1日から施行する。
2. 2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。
3. 従前の大阪音楽大学音楽専攻科規則(昭和42年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(2002年4月1日)

- この規則は、2002年4月1日から施行する。
2002年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2003年4月1日)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2004年4月1日)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2005年4月1日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2006年4月1日)

この規則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2008年4月1日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2009年4月1日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2010年4月1日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2011年4月1日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2015年4月1日)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。ただし、第10条、第12条については在籍する全学生に適用する。

附 則（2016年4月1日）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則（2018年4月1日）

この規則は、2018年4月1日から施行する。

2018年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

別表第 I (第9条関係) 音楽専攻科履修方法

専攻の 名 称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
音 楽 専 攻 科	作 曲 専 攻	作曲	8		
		舞踊・音楽演習	2		
		作曲理論	6		
		作曲法特殊研究 (対位的技法の研究)	2		
		作曲法特殊研究 (民族音楽の近代化)		2	
		作曲法特殊研究 (現代音楽作品の研究)		2	
		電子音楽研究		2	
		楽書研究		2	
		音楽実践演習	2		
		大学(学部)開設科目		4	
		修了作品	6		
		計		26	12
	声 楽 専 攻	声 楽 専 攻	声楽	8	
歌劇演習			4		
演技演習 I			2		
演技演習 II			2		
歌曲演奏分析 I (含 特別講義)				4	
歌曲演奏分析 II				2	
舞踊・音楽演習			2		
オペラ研究				4	
楽書研究				2	
ピアノ・声楽アンサンブル				2	
音楽実践演習			2		
大学(学部)開設科目				4	
修了演奏		6			
計		26	18		
器 楽 専 攻	器 楽 専 攻	ピアノ		8	い ず れ か 1 科 目 を 必 修 と す る。
		オルガン		8	
		管・弦・打楽器		8	
		邦楽楽器A		8	
		クラシックギター		8	
		ジャズ・インストゥルメント		8	
		電子オルガン		8	
		ピアノ・アンサンブル		2	
		ピアノ・管楽器アンサンブル		2	
		通奏低音奏法		6	
		楽曲演奏分析		4	
		オルガン楽曲演奏分析		4	
		邦楽演奏分析		4	
		ピアノ特殊研究 (含 特別講義)		2	
		オルガン特殊研究 (含 特別講義)		2	

	ピアノ・声楽アンサンブル		2
	ピアノ指導法		4
	邦楽合奏 b		2
	邦楽楽器 B		4
	邦楽合奏 a		2
	組歌研究		2
	オーケストラ		4
	ウインドアンサンブル		2
	吹奏楽		4
	合奏 A		4
	室内楽		2
	管弦打楽器特殊研究 (含 特別講義)		2
	電子音楽研究		2
	楽書研究		2
	ギター特殊研究		2
	専門合奏		4
	ギター指導法		2
	ジャズ・アンサンブル		4
	ジャズ・パフォーマンス		2
	ジャズ実践演習		2
	ジャズ演奏分析		2
	ジャズ指導法		2
	電子オルガン作品制作研究		2
	プラクティカル・スタディ		2
	ジャズ・ポピュラーリズム演習		2
	電子オルガン特殊研究 (クラシック)		2
	電子オルガン特殊研究 (ジャズ・ポピュラー)		2
	電子オルガン応用実践		2
	舞踊・音楽演習	2	
	音楽実践演習	2	
	大学(学部)開設科目		4
	修了演奏	6	
	計	10	156

別表第Ⅱ(第11条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料の金額

	金 額
授 業 料	750,000円
施 設 費	400,000円
入 学 金	200,000円
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円
入 学 検 定 料	35,000円